

固定資産税の課税免除・不均一課税について

市内において、一定の事業の用に供する家屋の建設及び設備・土地を取得した事業者は、申請手続き等によって、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることができます。制度によっては、資産の取得(着工)前に、市又は県の「指定」、「認定」を受ける必要があります。

1 主な固定資産税の課税免除・不均一課税

	復興特区法 (東日本大震災復興特別区域法)	福島特措法 (福島復興再生特別措置法)		地域再生法	原発特措法 (原子力発電施設等立地地域の復興に関する特別措置法)
対象区域	復興産業集積区域 ※1	新産業創出等推進事業促進区域 ※1	市全域	地方活力向上地域 ※1	市全域
対象事業者	「指定事業者事業実施計画」を作成し、市の指定を受けた個人事業者又は法人※2	「新産業創出等推進事業実施計画」を作成し、県の認定を受けた個人事業者又は法人※2	「特定事業活動指定事業者事業実施計画」を作成し、県の指定を受けた個人事業者又は法人※2	「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた個人事業者又は法人※2	個人事業者又は法人
対象業種 又は 対象事業	製造業関係、製造業等施設整備事業、農林水産業関係、観光関連産業関係	廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙	農林水産関連産業 観光関連産業	業種の指定なし (移転型・拡充型 ※3) 特定業務施設 ※4 の取得	製造業、道路貨物運送業、 こん包業、卸売業 ※製造業以外は、増加する雇用者数の数が15人を超えるもの
対象資産	新設又は増設した家屋、償却資産(機械及び装置等)並びに取得日の翌日から1年以内に家屋の建設に着手した土地				
取得価格等	要件なし ※製造業等施設整備事業は要件あり	要件なし	要件なし	減価償却資産の取得価格合計額が 3,800万円以上 (中小企業者等は1,900万円以上)	減価償却資産の取得価格合計額が 2,700万円超
対象資産の 取得期限	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年3月31日	令和8年3月31日までに認定を受け、その翌日から3年以内	令和7年3月31日
課税免除・ 不均一課税 の別	課税免除 (5年間)	課税免除 (5年間)	課税免除 (5年間)	・移転型…課税免除(3年間) ・拡充型…不均一課税 (1年目0、2年目1/3、3年目2/3に軽減)	不均一課税 (1年目1/10、2年目1/4、3年目1/2に軽減)

※1 対象となる具体的な地名(地番)については、県及び市のホームページを確認していただくか、裏面の各機関へお問い合わせください。

※2 対象事業者となるために必要な「指定」又は「認定」を受けるには、資産の取得(着工)前に手続きが必要になります。

手続きの方法については、県及び市のホームページを確認していただくか、裏面の各機関へお問い合わせください。

※3 <移転型>東京都23区から本社機能を移転する場合 <拡充型>本社機能を拡充する場合(東京都23区以外から本社機能移転を含む)

※4 特定業務施設:調査・企画部門、情報処理部門、その他管理業務部門等の事務所、研究所、研修所であって重要な役割を担う事業所等

(裏面へ)

2 課税免除・不均一課税の申請期限

毎年3月20日(休日の場合は、翌開庁日)

3 問合せ先

・【固定資産税の課税免除・不均一課税に関すること】

⇒ 南相馬市総務部税務課 資産税係(電話0244-24-5227)

・【市の「指定」手続きに関すること】

《製造業関係》

⇒ 南相馬市商工観光部商工労政課 企業支援係(電話0244-24-5335)

《農林水産業関係》

⇒ 南相馬市農林水産部農地集積課 推進係(電話0244-44-6802)

《観光関連産業関係》

⇒ 南相馬市商工観光部観光交流課(電話0244-24-5263)

・【県の「指定」、「認定」手続きに関すること】

⇒ 相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課(電話0244-26-1142)

4 その他

対象事業者となった場合、国税(法人税・所得税)、県税(事業税、不動産取得税)においても優遇措置を受けられる場合があります。

詳しくは、県及び市のホームページを確認していただくか、各該当機関へお問い合わせください。